



家計簿で暮らしを変える

内 容・家計簿のつけ方、不安を安心に変える工夫などの講習会

と き①11月17日(火)10時~11時30分
②11月19日(木)10時~11時30分

ところ①長都開拓分館、日の出南町内会館
②千歳友の家(桜木4丁目)、里美町内会館

受講料・各回400円

申込先・詳細 千歳友の家 ☎(24) 9078

スキルアップ講習会

●子どもの栄養と食生活

内 容・栄養士によるお話しと朝食づくり、会員による事例発表

と き・11月18日(水)9時30分~12時
ところ・総合福祉センター309号

申込期限・11月16日(月)

●子どもの事故と安全

内 容・応急手当普及員による応急処置や心肺蘇生法などのお話と実技、援助活動シミュレーション

と き・12月2日(水)
9時30分~12時15分

ところ・社会福祉協議会2階会議室
申込期限・11月30日(月)

【共通事項】

対 象・市内に住む20歳以上の方
受講料・無料 定 員・30人

申込先・詳細 ファミリー・サポート・センター ☎(22) 8 5 2 2

高次脳機能障害セミナー

内 容・講演「高次脳機能障害の障害特性について」

・家族の体験報告や相談会

講 師・毛利 義臣 氏

(こころのリカバリー総合支援センター長)

と き・11月20日(金)
13時30分~16時30分

ところ・市民文化センター3階視聴覚室
定 員・65人(申込順)

申込方法・電話で申し込み

申込期限・11月13日(金)

申込先・詳細 千歳保健所健康推進課
☎(23) 3 1 7 5

勤労者生活資金貸付のご案内

内 容①勤労者生活資金貸付

(限度額50万円)

生活資金貸付 年利2.81%

教育資金貸付 年利2.39%

②職業病認定患者等生活資金

貸付(限度額20万円)

年利2.81%

対 象①市内事業所に1年以上勤務し、今後も継続して勤務される方または市内に居住している勤労者

②市内に住民登録されている方で、職業病認定患者または労働者災害保険申請者

申込先・詳細 北海道労働金庫千歳支店
☎(27) 6 6 6 6 北央信用組合千歳支店
☎(27) 1 2 1 1

職場のトラブルでお困りの方へ ~総合労働相談のご案内~

賃下げや配置転換、いじめなど職場のトラブルで困っていませんか?

北海道労働局の総合労働相談コーナーでは、相談内容に応じた情報提供や、無料・簡易・迅速な紛争解決システムとして、「あっせん」などを行っています。

まずは総合労働相談コーナーにお気軽にご相談ください。

北海道労働局のホームページでも制度の概要を紹介しています。

(<http://www.hokkaido-labor.go.jp/>)

詳細 苫小牧総合労働相談コーナー(苫小牧労働基準監督署内) ☎0 1 4 4 (33) 7 3 9 6 (土日祝日・年末年始を除く9時~16時30分)

基礎年金の国庫負担割合が 2分の1に増えました

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には保険料の免除制度があります。

平成21年度から基礎年金の国庫負担割合が増えたため、保険料が免除された期間について、将来支給される年金額が増えることになりました。

保険料の免除制度・手続きについてはお気軽にご相談ください。

詳細 ねんきんダイヤル ☎0 5 7 0 (05) 1 1 6 5 新さっぽろ社会保険事務所 ☎0 1 1 (892) 9 3 1 6

たうんがいど

みんなの情報 広場

TOWN GUIDE

「たうんがいど」の原稿締切日は発行月の前月10日です

FAX、持参、郵送のいずれでもかまいません。広報広聴課 FAX(22)8852

掲載案内



開設します「行政相談所」

内 容・行政相談委員による年金や登記、道路、河川、窓口サービスなどの行政への苦情、要望などの相談(無料・秘密厳守)

と き・11月20日(金)13時30分~16時
ところ・総合福祉センター304号

詳細 行政相談委員

北岡(錦町3丁目) ☎(23) 9 3 6 2

山内(富丘4丁目) ☎(24) 3 2 9 1

特定不妊治療費助成事業の 助成額が拡大します

北海道では、特定不妊治療を受けている方の経済的な負担を軽減する特定不妊治療費助成事業を行っています。助成限度額は平成21年度に限り10万円から15万円に拡大しています。

平成21年度に申請をすでに行った方で10万円以上の治療費がかかった方も、追加申請をすることで10万円を超えた額の助成(最大5万円)を受けることができます。

詳細 千歳保健所健康推進課 ☎(23) 3175

「女性の人権ホットライン」 特設電話相談所を開設します

内 容・職場でのセクシュアル・ハラスメント、夫やパートナーからの暴力などの女性の人権に関すること(秘密厳守)

と き・11月15日、21日 10時~17時
11月16日~20日 8時30分~19時

相談電話・☎0 5 7 0 (070) 8 1 0

詳細 札幌法務局人権擁護部 ☎0 1 1 (709) 2 3 1 1 内線2 2 0 3